

「病院・診療所における向精神薬取扱いの手引」の改訂点

※ 赤字下線は、改訂点です。

第3 譲渡し（法第50条の16・施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合意外には譲り渡すことはできません。

～～～（中略）～～～

⑦ 患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合

第6 事故（法第50条の22・施行規則第41条）

病院・診療所で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

～～～（一覧表略）～～～

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

～～～（一覧表略）～～～